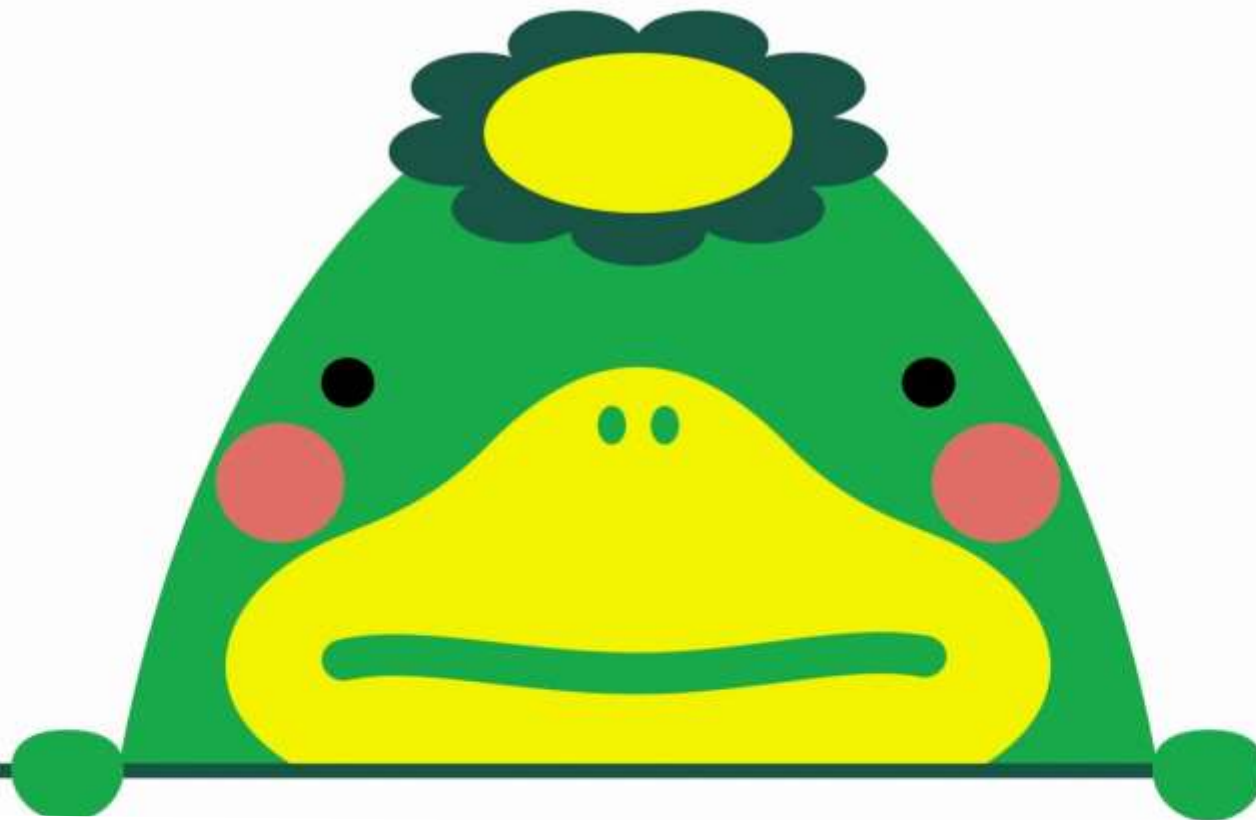




令和 7 年度 集团指導

(一般相談・特定相談・障害児相談)



1 留意点について



意思決定支援の推進

サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮する。

意思決定支援ガイドラインの基本原則

- ①本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- ②職員等の価値観において不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ③本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思・選好を推定する。

今回の報酬改定では、入所施設からの地域移行、グループホームからの一人暮らしへの移行、就労選択支援の導入等、様々なサービスの中で自己決定の尊重や意思決定の支援に関わる仕組みが制度化及び報酬で評価された。



サービス等利用計画の作成①

○アセスメントにあたっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

○サービス担当者会議は、原則利用者等の同席が必要である。

なお、利用者の病状などやむを得ない場合は、テレビ電話等でも可能

障害児相談支援の場合は、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の参加が望ましい。

○各サービス等事業者は、指定特定相談支援事業者に対して個別支援計画を交付しなければならない。

福祉サービスの提供事業所と相互に計画書・モニタリング結果を交換すること、相互の会議に出席することなどで連携を図ることが重要である。



サービス等利用計画の作成②

- 利用者が就労継続支援や就労移行支援を利用しており、モニタリング時に就労選択支援の利用の必要性が認められるときは、サービス事業所と連携し、就労選択支援に関する情報の提供等の援助をすること
- 利用者が就労選択支援を利用している場合は、就労アセスメントの結果を踏まえて、サービス等利用計画の見直しを行い、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報提供・助言・関係機関との連絡調整をすること
- 障害児支援利用計画の作成の際は、障害児の日常生活の全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定障害児通所支援以外の福祉サービス等の利用も含めて計画に位置付けるよう努めること



【機能強化型の算定要件(単独)】

	要件	I	II	III	IV
①-I	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了	○			
①-II	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了		○		
①-III	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了			○	
①-IV	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、うち1名以上が常勤かつ現任研修を修了				○
②	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期開催	○	○	○	○
③	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保	○	○		
④	新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施	○	○	○	○
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供	○	○	○	○
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加	○	○	○	○
⑦	<u>協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組みを実施</u>	○	○	○	
⑧	<u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援の強化の取組に参画</u>	○	○	○	
⑨	計画相談支援と障害児相談支援を提供する件数が、1月当たり40件未満	○	○	○	○



【機能強化型の算定要件(協働)】

	要件	I	II	III
①-I	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了	○		
①-II	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了		○	
①-III	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了			○
②	協働体制を確保する事業所間において協定を締結し、要件を満たしている定期的(月1回)に確認を実施 また、原則全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を月2回以上共同開催	○	○	○
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期開催	○	○	○
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保	○	○	
⑤	新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施	○	○	○
⑥	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供	○	○	○
⑦	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加	○	○	○
⑧	<u>協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組みを実施</u>	○	○	○
⑨	<u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援の強化の取組に参画</u>	○	○	○
⑩	運営規程において地域生活支援拠点であることを市町村から位置付けられていることを定めている または、 <u>地域生活支援拠点等を構成する関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画</u>	○	○	○
⑪	計画相談支援と障害児相談支援を提供する件数が、1月当たり40件未満	○	○	○



基本報酬と各種加算の算定パターン

	算 利用者負担上限額管理加算	初回加算	加算 主任相談支援専門員配置	入院時情報連携加算	退院・退所加算	携加算 居宅介護支援事業所等連	医療・保育・教育機関等連携加算	保育・教育等移行支援加算	集中支援加算	算 サービス担当者会議実施加算	グ サービス提供時モニタリング加算	行動障害支援体制加算	要医療児者支援体制加算	精神障害者支援体制加算	高次脳機能障害支援体制加算	ピアサポート体制加算	強化加算 地域生活支援拠点等相談	算 地域体制強化共同支援加算
基本報酬 に加算	○	○	○	○	○	△	○	△	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加算単独 で算定	○	×	×	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○

△・・・「訪問」及び「会議参加」の場合は、基本報酬と同月に算定することはできない。



運営指導で確認された不適切な事例

- ・機能強化型を請求している事業所において、各要件を満たす記録が確認できない。
- ・機能強化型（協働）を算定している事業所において、各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において、月1回以上確認する必要があるが、確認していない。
- ・アセスメント、モニタリング、担当者会議等の記録がない。
- ・計画作成月と異なる月（提供開始月等）で請求している。
- ・アセスメントから計画作成及びモニタリングまでの一連の流れが適切な順序で行われておらず、記録の日付が前後している。



2 計画相談支援給付費の適正な算定について



記録と請求内容の整合性

計画相談支援給付費等の請求は、計画相談支援の提供に関する記録等に基づいて行われます。そのため、基本報酬や各種加算を算定するためには、その根拠となる記録等があります。請求内容と、算定根拠となる記録等の整合性について確認します。

<主な確認書類>

- ・ 計画相談支援給付費請求書
- ・ 計画相談支援給付費請求明細書
- ・ 計画相談支援の提供に関する記録
- ・ 利用者数に関する書類



計画相談支援給付費等の額に係る通知等

【基準省令第14条】

- 1 事業者は、法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額を通知しなければならない。

【不適切な事例】

- ・利用者に対して、介護給付費等の額の通知をしていない。
- ・利用者に対して、介護給付費等の額は通知しているものの、その内訳を通知していない。



請求に関する注意事項

過誤申立について

- 備考欄に何月に再請求するか明示すること
(大量に過誤があり、再請求月が複数に渡る場合は特に注意)
- 申立書の提出期日は再請求月の前月末日まで
- 件数が10件以上の場合、紙での提出ではなく、過誤申立書及び伝送用データをメールで提出すること
- メール提出の場合は件名に「過誤」及び「事業所名」を記載すること

複数児童用の利用者上限額管理結果票について

- 令和7年4月以降は、市への紙での提出は不要

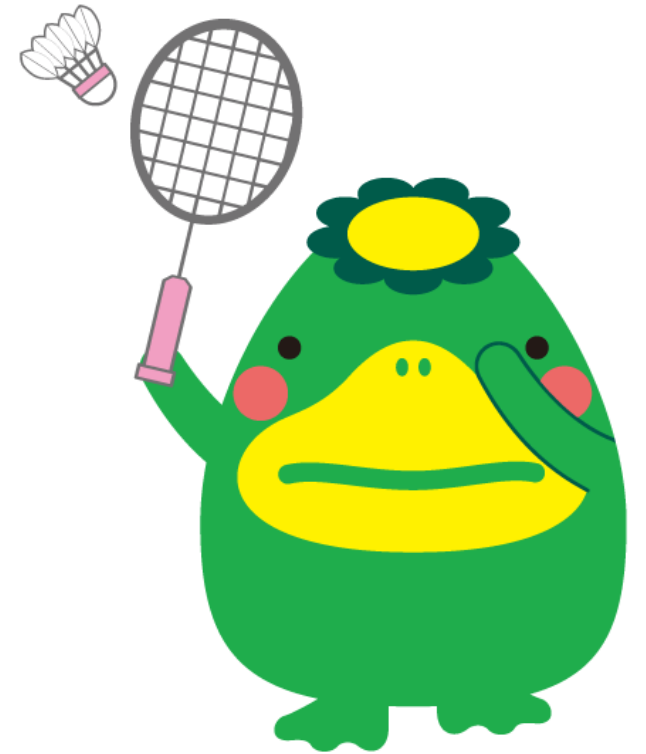




計画相談支援費の支給決定等について

その他計画相談支援の支給決定等に関する内容については
本市ホームページ「令和7年度指定障害福祉サービス等集
団指導の実施」に掲載している「**計画相談支援費の支給決定
等について**」をご参照ください。

3 就労選択支援について



就労選択支援とは

令和7年10月より「就労選択支援」が始まります。

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

令和7年10月以降、**新たに就労継続支援B型事業所を利用希望している者については「就労選択支援」をまず利用しなければなりません。**令和9年4月以降はA型事業所の利用希望者も対象となります。

利用期間は原則1か月となっています。1か月のなかで作業体験を通して、アセスメント、ケース会議、利用者への情報提供等の実施をし、「就労選択支援」利用後の就労に関する意思決定をサポートしていくものになっています。



実施要件について

- 実施主体は、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所となっています。
- 「就労選択支援」の指定を受ける前月末から過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された実績がある事業所が対象です。
- 人員配置は15:1となっており、サビ菅は不要となっています。
- その他の具体的な指定要件等については、対象事業所に対し別途ご案内します。



就労選択支援の利用について

